

コンプライアンス規程

（目的）

第1条 この規程は、ふくい水産振興センター（以下「センター」という。）におけるコンプライアンスに必要な事項を定め、もって適正かつ公平な業務遂行及びセンターの社会的信頼の維持に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この規程において、「コンプライアンス」とは、法令等の遵守をいう。

（役員及び職員の責務）

第3条 役員及び職員は、センターにおけるコンプライアンスの重要性を深く認識するとともに、高い倫理観を持って行動しなければならない。

（総括責任者）

第4条 センターのコンプライアンスを推進するコンプライアンス推進責任者（以下「推進責任者」という。）を置き、事務局長をもって充てる。

2 推進責任者は、センター長の指示に基づき役員及び職員の意識向上や関係諸規程等の整備など、コンプライアンスの推進に必要な具体的措置を講じるものとする。

（防止措置）

第5条 推進責任者は、法令及び社内規程等の違反を防止する観点から、役員及び職員に対し、コンプライアンスの重要性に関する認識を高め、遵守すべき法令等に関する理解を増進するために必要な措置を取るものとする。

（法令等の遵守）

第6条 役員及び職員は、業務活動又は経理事務の執行等に当たり、法令等を遵守し、不正を行ってはならない。

2 役員及び職員は、計画・立案、申請、実施、報告等の業務活動又は経理事務の遂行等の各過程において、本規程の趣旨に沿って誠実に行動するものとし、業務活動等で得たデータ等の記録保存及び厳正な取扱いを徹底し、ねつ造、改ざん、盗用等の不正行為等を行ってはならない。

（職場環境の整備）

第7条 役員及び職員は、業務活動等の実施に当たり責任ある行動と不正行為の防止を図るためには公正な業務遂行を重視する職場環境の確立が重要であることを自覚

し、職場環境の質的向上に積極的に取り組まなければならない。

(利益相反)

第8条 役員及び職員は、業務活動の実施に当たり、個人と組織、あるいは異なる組織との利益の衝突に細心の注意を払い、適切に対応しなければならない。

(内部監査)

第9条 総括責任者は、コンプライアンスに関し、必要に応じて内部監査を実施するものとする。

2 推進責任者は、前項の内部監査の結果に基づき、法令及びセンター規程等の違反防止に努めなければならない。

(報告)

第10条 役員及び職員は、法令及び規程等に違反し、又は、違反する恐れのある事実を把握した場合、速やかに推進責任者にその内容を報告しなければならない。

2 前項の報告を受けた推進責任者は、に報告しなければならない。

(相談窓口)

第11条 前条第1項の報告を行わない合理的な理由がある場合において、当該職員は、その報告を行わず、規程等に定める通報窓口等（以下「通報窓口担当者」という。）に通報することができる。

2 前項の通報を受けた通報窓口担当者は、推進責任者へ報告しなければならない。

3 前項の報告を受けた推進責任者は、統括管理責任者に報告しなければならない。

(報告者の責務)

第12条 法令及び学内規程等の違反に係る報告又は通報を行う者は、誠意をもって客観的かつ合理的根拠に基づく報告又は通報を行うものとし、誹謗中傷等その他の不正の目的で行ってはならない。

(調査及び措置)

第13条 第11条第2項又は第12条第3項の報告を受けた統括管理責任者は、必要に応じて法令及びセンター規程等に違反し、又は、違反する恐れのある事実の事実関係について、推進責任者に調査を指示できるものとする。

2 前項の調査を指示された推進責任者は、調査結果を統括管理責任者に報告しなければならない。

3 センター長は、前項の調査の結果により必要と認める場合には、他の規程の定めるところにより、適切な措置を行うものとする。

(適切な配慮)

第14条 推進責任者は、本規程に基づく対応に当たって、次の各号に関する十分な配慮がなされなければならない。

- 一 通報した者及び報告を行う者又は法令及びセンター規程等に違反し、又は、違反する恐れのある事実に係る調査に協力した者が不利益な取扱いを受けないようにすること。
- 二 法令及びセンター規程等に違反し、又は、違反する恐れのある事実に係る調査の対象となった者の名誉、プライバシー等を不当に侵害することのないようにすること。
- 三 法令及び学内規程等に違反し、又は、違反する恐れのある事実に係る調査の客観性及び公正性を確保すること。

附則

- 1 この規程は、令和2年7月1日から施行する。